

各都道府県税務担当部（局）長 }
各都道府県市区町村担当部（局）長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長

分煙施設の整備に当たっての留意点等について

平素より地方税務行政に格別のご配慮をいただき、ありがとうございます。

分煙施設の整備に関しては、「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」（令和 6 年 4 月 1 日付け総税市第 36 号総務省自治税務局長通知）等において、その意義等を踏まえ、積極的な取り組みをお願いしているところです。

この度、「令和 7 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和 7 年 1 月 22 日付け総務省自治税務局事務連絡）にてお知らせしていた、整備を進める上で参考としていただくための技術的な留意事項として、関係省庁及び全国たばこ販売協同組合連合会の協力のもと、別添「分煙施設の整備に当たっての留意点等について」を作成しましたので送付します。

各都道府県の税務担当課におかれては財政担当課及び分煙施設整備の関係課に本資料を共有いただくとともに、市区町村担当課におかれては貴都道府県内市区町村の税務担当課、財政担当課及び分煙施設整備の関係課に対して本資料が共有されるようお取り計らいいただき、これらの関係部署と連携しながら積極的に分煙施設整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

【担当】

市町村税課 諸税係

電 話：03-5253-5670（直通）

E-mail：sizei-tyousa@soumu.go.jp